

## Ⅱ-2 いじめ防止基本方針

平成 26 年 5 月 13 日制定  
令和 2 年 4 月 一部改訂  
令和 3 年 4 月 一部改訂  
令和 4 年 4 月 一部改訂

# 三条市立下田中学校いじめ防止基本方針

## はじめに

この三条市立下田中学校いじめ防止基本方針（以下）「学校基本方針」という。）は、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律 71 号「法」という。）第 13 条の規定に基づき、本校におけるいじめの防止等ための対策を効果的に推進するために策定するものである。

### いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの

### いじめ類似行為の定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いもの

## 1 いじめ問題についての基本的な考え方

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題であり、どの学校でも起こる可能性があることを踏まえ、学校の教育活動全体を通じて、全ての教職員が、全ての児童生徒に「いじめは絶対に許されない」ことの理解を促し、未然防止に取り組む必要がある。

そのため、いじめの防止等の対策の基本は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていくことである。そして、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるような、互いを認め合える人間関係や学校・地域の風土を育てていくことが大切である。

また、いじめの防止等の対策は、いじめを認識しながら放置することがないよう、全ての児童生徒にいじめが起こりうることを念頭に置き、いじめが、いじめを受けた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であるということを、児童生徒が十分に理解できるよう努めなければならない。加えて、いじめの防止等の対策はいじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校は国、地方公共団体、地域住民、家庭その他の関係者との連携の下、いじめの背景にも目を向け、いじめの問題を克服することを目指して展開していくものである。

## 2 いじめ防止のための手立て

### （１）いじめ防止学習プログラムに基づく年間予定の作成

- ・年間の活動を通して、児童生徒にいじめの防止のための基本的な資質を育成するよう活動を組み立てる。具体的には、活動の焦点付け、必要な活動や求める個々の態度の明確化、望ましい集団や人間関係づくりへの取組等を通して、いじめを生み出さない未然防止の教育活動を展開することに努める。
- ・個々の活動を展開する中で、いじめ防止の視点、絆を深める視点、違いを認める視点、人間

関係の円滑化を図る視点を設け、活動の計画、推進にあたる。

- ・「学校評価アンケート」を活用して、実態を把握し、取組の見直しを PDCA サイクルにより定期的に行なう。

## (2) 授業の改善、わかる授業の実施

- ・授業規律を明確化し、落ち着いて授業に参加できる環境、雰囲気づくりを心がける。
- ・三条市授業スタンダードに則った授業を推進する。
- ・授業のユニバーサルデザイン化を心がける。
- ・生徒の問いや願いを大切にし、生徒同士の考えのつながりを意識させ、かかわり合うなかで思考を深める時間を大切にする。
- ・一人一人の学習状況を把握して個に対応する指導を行う。

## (3) 道德教育の充実

- ・望ましい生活習慣や規範意識を身につける。
- ・学級活動、道德を含む各教科・領域の授業など、あらゆる場面において自己有用感や生命尊重の意識を高める。

## (4) 人権教育、同和教育の充実

- ・同和教育を中核として、人権が全ての人が人間らしく幸福に生きていくための当然の権利として尊重し、守ろうとする態度を育成する。

## (5) 社会性の育成、人間関係を築く能力の育成、互いに認め合う集団づくり

- ・各行事、あいさつ運動、深めよう絆スクール集会などで異学年交流活動を推進する。
- ・学級、学年において構成的グループエンカウンターなど計画的に取り入れたり、仲間と共に活動する機会を設定したりして人間関係を築く能力を育てる。
- ・活動前後のメッセージ交換など一人一人の良さを認め、評価する活動等を推進する。

## (6) 生徒による主体的な取組

- ・自分達の生活を自分達で改善向上させる生徒会活動を推進する。
- ・いじめのない学校を目指し、アンケートによる実態・意識調査やいじめ見逃しゼロ集会などに取り組む。

## (7) 情報モラル、インターネットの適切な利用等に関する指導

- ・技術、道德、学級・学年活動の時間等に情報モラルについての理解を深める。
- ・インターネットトラブル防止に向けた取組を、保護者とともに推進する。

## (8) 職員間の連携、情報交換

- ・日常の情報の共有化を図る。
- ・定期的な生徒理解の会や小中情報交換会等を開催し、情報交換や対応についての連携を図る。

## (9) 職員研修

- ・校内研修等において、学校いじめ防止基本方針に対する職員の共通理解を図る。
- ・QU の結果を活用し、生徒の困り感を職員同士で考え、議論する場を設ける。
- ・「いじめ防止」リーフレットを活用した職員研修等で、いじめに対する意識啓発と、いじめ防止の取組に対する資質を向上させるとともに、教職員の言動が児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないようにする。

# 3 いじめの早期発見のための手立て

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所、ネット上で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。このため、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。あわせて、学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

## (1) 生活ノートや学級日誌の活用

生活ノートや学級日誌の記入についての指導 日常生活の観察 適切な生徒とのかかわり

## (2) 定期的なアンケートの実施

定期生活アンケート（年3回）、定期的いじめ調査アンケート（年2回）の実施

## (3) 教育相談

定期教育相談会の実施、チャンス相談・声かけ運動の実施

## (4) QU 検査

学級満足度、学校生活意欲度、PS（ポートフォリオシステム）等の活用

## (5) 日頃からの生徒の変化や兆候への気付きと的確な関わり

校内研修等による教職員の資質の向上 日常的な情報交換 日常の教室環境整備

## (6) 生徒会の活動

生徒会の自主的活動における意見箱の設置

## (7) 保護者、地域、関係機関からの情報収集

毎学期の保護者会 地区の連絡会 しただの郷学園学校運営協議会 生徒指導連絡協議会  
三条市青少年育成市民会議 民生委員児童委員との懇談会 スクールサポーター

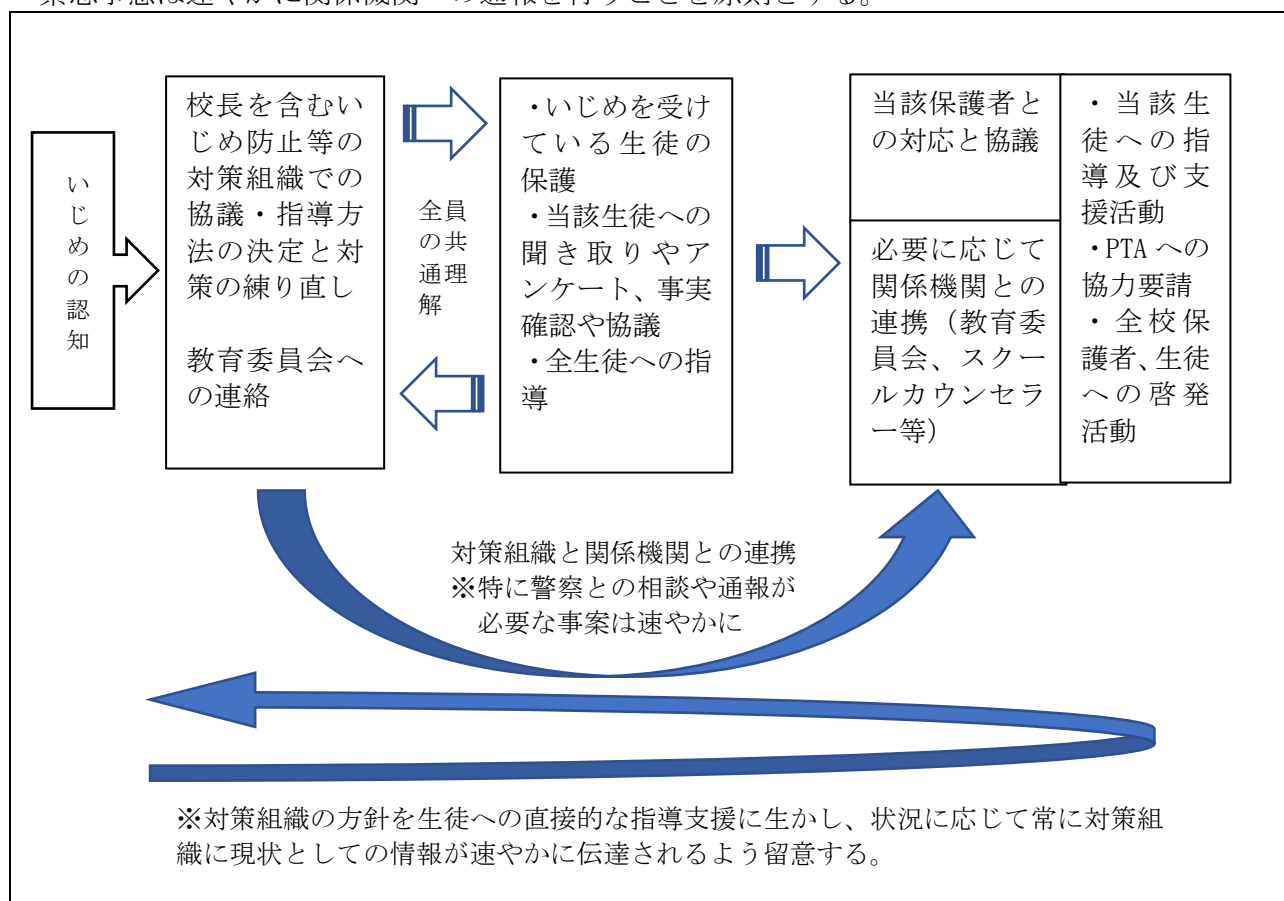
## (8) 保護者、地域に向けた取組情報発信

各種たよりを通じて「いじめ根絶」にむけた啓発活動／学校いじめ防止基本方針の HP 公開

# 4 いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害児童生徒のケアを最優先に掲げ、当該児童生徒を守り通すとともに、加害児童生徒に対しては当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

緊急事態は速やかに関係機関への通報を行うことを原則とする。



# 5 いじめ防止等のための組織について

(1) 名 称 この組織を「しただの郷学園下田中学校いじめ防止推進会議」とする。

(2) 構成員 校長、教頭、学年主任、生徒指導主事、養護教諭、スクールカウンセラー、警察のスクールサポーター、スクールソーシャルワーカーを構成員とする。

※事案によっては学識経験者やPTA役員、自治会役員等を特別構成員とする。

※スクールカウンセラーとスクールサポーター、スクールソーシャルワーカーは市教委が直接依頼する。

### (3) 組織の具体的な役割

- ・学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割
- ・いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ・いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報があつた時には、緊急会議を開いて、情報の収集と記録、迅速な共有を行う役割
- ・関係のある児童生徒への事実関係の聴取やアンケート調査等による事実関係の把握といじめであるかどうかの判断を行う役割
- ・指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

## 6 重大事態にかかる対応について

### (1) 重大事態の意味

- ①「いじめにより」当該学校に在籍する児童等の「生命、心身又は財産に重大な被害」が生じた疑いがあると認めるとき。
- ②いじめにより当該学校に在籍する児童等が「相当の期間」学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。  
※「いじめにより」とは、前述に掲げた児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われたいじめにあることを意味する。また、「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受けた児童生徒の状況に着目して判断する。

＜状況の例＞

|                  |                 |
|------------------|-----------------|
| ・児童生徒が自殺を企図した場合  | ・身体に重大な傷害を負った場合 |
| ・金品等に重大な被害を被った場合 | ・精神性の疾患を発症した場合  |

※「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。また、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあつたときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして調査・報告等に当たる。

### (2) 重大事態としての認知と調査

#### ①重大事態の認知

学校はいじめの認知があつた場合にはそのすべてを教育委員会に報告する。その中にあつて、重大事態であるか否かの判断を教育委員会に仰ぐ。

#### ②重大事態の調査

重大事態については教育委員会がその事態に対処するとともに、当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、調査組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。その場合の調査の実務は当該学校が担当する。教育委員会はその調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を学校とともに適切に提供するものとする。

### (3) 重大事態への対応

#### ①いじめを受けた児童生徒及びその保護者への対応

重大事態に係るいじめを受けた児童生徒は心身ともに大きな傷を負っている可能性が強いことから、当該児童生徒の心のケアと身体の安全確保を最優先事項として、対応や支援を行う。保護者に対しては、全校体制で最善を尽くすことを伝え、いじめの事実や生徒の心身の状況、対処方法について具体的に説明する。意向を尊重しながら、望ましい解決方法を共有できるよ

う努める。

②いじめを行った児童生徒及びその保護者への対応

いじめを行った児童生徒に対しては人格の成長を旨として対応を行う。その際、いじめを行った背景を注視し、生徒の心の安定のため、関係機関と連携して支援を行う。保護者に対してはいじめに係る事実をていねいに説明し、行為の重大さを当該児童生徒と共に認識させるとともに解決への協力を求める。

## 7 その他の学校の取組

- (1) いじめ防止等のため、学校運営協議会、PTA、後援会、自治会、育成会と連携していじめ防止等のための取組を強化する。
- (2) 常に警察等の関係機関と連携し、いじめ防止等に係る取組を強化する。
- (3) いじめ防止等にかかる上記の取組について「いじめ防止推進会議」において、PDCA サイクルにより取組の評価と改善を毎年行う。